

## 1 社随意契約する理由

|             |   |
|-------------|---|
| 工 事 名       | 令和2年度 特下神修第35号<br>平林浄化センター屋根復旧工事  |
| 1 社随意契約する理由 | <p>村上市財務規則第133条第3項第5号の規定による。(緊急)</p> <p>本工事は、令和3年1月7日に発生した強風により、平林浄化センター西側の屋根の一部破損したため復旧工事をするものです。</p> <p>浄化センター内の点検等の際や周辺の水田地帯の農作業時に作業員や市民に飛散し衝突する恐れがあり、二次災害を防止するため早急に復旧する必要があります。</p> <p>そのため、浄化センターの土木・建築工事の施工業者である下記の業者と随意契約を行い早急に対応するものです。</p> <p>(施工当時：(株)高建の建築部門であったが、現在は、内山組の建築部門と統合されました。)</p> |
| 2 随意契約の相手方  | 村上市肴町18番12号<br>株式会社 内山組<br>代表取締役 高橋 賢一  |